

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷四十四第

行發日一月二年二十和昭

論叢

新宮涼庭の經濟思想

經濟學博士 本庄榮治郎

相續税の高さ

法學博士 神戸正雄

固定資本の性質

文學博士 高田保馬

時論

税制整理案を論ず

經濟學博士 汐見三郎

研究

ルーテル經濟觀の基礎

經濟學士 澤崎堅造

投資を越ゆる貯蓄の過剩

經濟學士 飯田藤次

獨逸兼營主義銀行における交互計算業務

經濟學士 田杉競

獨逸財政學と租稅轉嫁論

經濟學士 島恭彦

說苑

英吉利の對蘇輸出信用保證について

經濟學博士 小島昌太郎

ナチスに於ける共同體の概念

經濟學士 中川與之助

晝間移動人口論

經濟學士 青盛和雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研 究

ルーツル経済観の基礎

澤 崎 堅 造

目 次

- (一) はしがき (二) ルーツル経済観の内容—(1) 商業論、(2) 農民戦争論
(三) ルーツル経済観の基礎—(1) 人間観、(2) 社会観、(3) 歴史観 (四) むすび

一

最近に於て、中世への反省が頻りに行はれて来た。それは近世なるものゝ本質を吟味し、そこに疑惑を生じたものが来るべき将来への展望を行はうとして、必然に、一度は経來りて而もそれを捨てたところの中世を再び積極的に見直さうとする傾向である。こゝに宗教改革者として知られたるマルチン・ルーツルが、文化に對して如何なる見解を持つてゐたかを知ることが極めて困難なことであるけれども、叙上の如き意味からしても價值があると思ふ。彼は單に中世の人ではない。寧ろ中世に反對して近世に立たうとした人である。近世の曙に立つて近世を呼吸した人である。而もなほ、プロテスタントイズムなる基督教に於て生きんとしたといふ意味に於て、或は

最近世の啓蒙主義以後の人々とは本質的に異つたものがあると思ふ。故に我々は彼と共に等しく近世の中に立つてゐるとは云ひながら、彼とは異つたものがあると云ふことが出来る。従てこゝにルーツルの思想、殊に經濟に關する彼の宗教的・新教的立場に立つ思想を看ることによつて、我々自身の現在の姿を、これとは異なる或る新しい光を以て映出し直されるものがあるかも知れない。現代に對して少からぬ暗示を與へて呉れるものがあるかと思ふ。併しこゝで彼の思想の全體に亘つて一々述べることは到底出来ない。たゞ彼の思想の特徴、殊にその方法について特質とするところを聊か明かにして見たいと思ふのである。

二

中世の封建社會から、如何にして近世の市民社會へ移り來つたかについて、それを専らその轉換期に於ける社會階級の變化といふ點から見よう。中世の封建社會が如何なる階級によつて出來てゐたかは、嚴密に云へば時と處によつて異なるが、いまこれを概括して云ふならば、まづ社會の第一位には僧侶階級があつたとしなければならぬ。これは中世の所謂ヒエラルヒヤ社會秩序に於ては、聖職にあるものはまづ俗社會の者とは明に區別せられてその上位に置かれた。實力の如何は問はず、とも角も中世基督教社會の統一目的に最も近く協ふものといふ意味に於て最高位を占めたのである。次に俗社會の最高位は國王又は領主である。獨逸に於ては當時神聖羅馬帝國の下に爾餘の諸國と共に一人の皇帝と一つの議會の下に治められたものではあるが、むしろ實權は各地方的な領主達にあつたのである。そしてその下に貴族あり騎士があつた。かゝる武士階級の下に農民があつて、それに從屬し統治せられ、更にその下に商工業にたずさはる者があつたのである。商工業が何故此の如く卑められたか

は、中世の封建社會の統一目的に對して妥當性が最も少かつたからに外ならない。工業については、「神の厭ひ給はざるもの」とされたが、商業に至つては「神の思召に添ひ得ざるもの」とさへされたのである。實際に於ても、工業とは云ひながら極めて小規模に主としてツンフトにより排他的に行はれたに過ぎず、また商業といつても僅に雜貨の小賣とか行商の程度に過ぎなかつたのであつて、未だ商業独自の立場といふものはなかつたのである。しかし、これらの中世的社會階級は獨逸に於ては十五世紀には漸く亂れたのであつて、十六世紀の初頭にはそれとは著しく異つたものが現れたのである。そこには、上昇し來る階級と下降し行く階級との二大交流が行はれたのである。前者は領主や商工業者の群であり、後者は下級武士と農民の群であつた。領主の上昇は僧侶階級の低落と農民の窮乏にもよるが、また羅市の商工業者とのよき提携にもよらう。商工業者の急騰は最も目覺ましく、その原因は主として海外交通の開發、植民地の獲得による新規需要と供給が量的にも質的にも大展開を來したことによるが、從て企業の擴大、商人の獨立、金融機關の整備などが要求せられて來たのに外ならない。反之、騎士や小貴族は中世の華としての名残を留めたがそれも束の間、やがて潰滅し、下級武士の多くは浮浪者の群に投じ、農民と共に社會の下層群に没落してしまつたのである。農民はこれら變動のさ中にあつて最後に取殘され、領主への服従と都市商工業者よりの壓迫とによつて二重の重荷を背負はなければならなかつた。かくて近世初頭の社會階級は明に上下に二分せられ、その間益々距離を生ずるに至つた。領主と商工業者は都市を中心とし、下級武士と農民とは農村を中心として夫々利害對立の状態を惹起するに至つたのである。最後に僧侶階級については、既に中世に於ける意義は失つたが故に、いまは最高位たる地位は當然失つたが併しなほ新しい精神的

意味に於て社會人心の中樞となり指導の地位を取り直したといふことは認めざるを得ない。これはやがて僧侶または牧師をして、夫々何れかの群に投ぜしむることゝなつたのである。

さてルーテルは、初めカトリックの僧院に入つて以來終生僧侶たる立誓は破棄しなかつた。たゞカトリックの外制に對し純信仰の立場より極端にまで反對し、その意味に於て宗教改革をなしたのである。このことはやがて彼の文化觀をも導いて、當時没落し行く階級殊に疲弊の極にあつた農民群への同情となつたのであるが、併しやがて所謂農民戰爭が起つてそれが漸く惡質化するに及んで、再び彼の信仰に基く考へに於てこれに全く反對するに至り、遂に農民群より離れて却て領主の側に接近し、都市の云はゆる小市民としての生活をその晩年に於て樂しむかの如き結果となつた。そして商工業については比較的の好意を寄せ、寧ろ指導的な口吻をさへ洩すに至つた。かくて彼は宛ら農民には反對し商工業者には接近するといふ態度を示すことゝなり、このことは實際に多くの問題を牽き起す原因となつた。

かくて兎も角もルーテルが經濟に關して持つた見解と云ふのは大體に於て二つに分けられる。一は都市の商工業に關するもの、他は農村殊に農民戰爭に關するものである。かゝる問題についての彼の見解は、ほゞ一五二四、五年を中心として現れたものであり、前述の如く、都市の商工業については大體好意的で、農民戰爭に際しては極めて拒否的であるとさへ見える。これまことに異様な事實であつて、彼の文化觀を全體として概括しようとして極めて困難を感じるところであり、屢々誤解を招くところである。けれどもなほ彼の眞意に立入りその根底を流るゝ基礎觀を明にすることによつて、そこに一貫せる思想體系があることを識り、これによつて外的に

は矛盾せるにも不拘、内的には統一があるといふことこそ却て彼の特質をなすといふことがわかるのである。そこでまづ彼の經濟觀なるものゝ内容を概述することから初めよう。

(1) 商業論——彼の商業に關する見解は嘗ても示したる如く、一五二四年の「商業及高利論」¹⁾とその外なほ三つの利子説教²⁾がある。そこでいまこれらの中に示されたところを要約すれば——まづ商業といふもの全體が中世以來殊に卑しめられたのであるが、本來決してさうあるべきものではない。むしろこれは神の賜物であるとさへしななければならぬ。尤も、現實に行はれてゐる商業がそのまゝそれだけの資格があるといふのではない。否、却て極めて悪しきものにして罪惡の巢窟であると云つて差しつかへないものさへある。商人にして罪惡を行はないのは殆んど無いといつて差しつかへない。けれども、さうかと云つて商業をれ自體が本來さう悪しきものであるべき筈はない。たゞそれが現實の人間の罪の故に悪用されてゐるに過ぎない。従て我々はそれに携はりまたそれを行はしめるところの者が心全く革められることによつて本來の性質を取り戻し、かくて商業は初めて「よき商業」となすことが出来るのであるとする。かくの如き見解は、この商業論を一貫して流れてゐる思想であつて、蓋しこの本質觀は彼の主たる特徴をなすものと思ふ。これを例へば、彼が金融について述べてゐるところ、常にその善性を重要視し且つこれを善導せんことであつた。金融機關や仲介・取引業務等の圓滑に遂行されんことは、どれ程多くの人々に利益と便益を齎すものか知れないと見てゐる³⁾。また利子についても彼は殊に多大の關心を寄せ、從來利子と云へば古代から中世にかけて殆んど例外なくこれを卑め、利子をとる者を罵り蔑んだものであるにも拘らず、寧ろ彼はその本來の善用性に着眼して、長い間の微利禁止が却て高利を漫らせ、その害の重大

1) 拙稿「ルーターの商業及利子論」經濟論叢43卷2號所載

2) Von Kaufhandlung und Wucher, 1524.

3) Kleiner Sermon von dem Wucher 1519. Grosser Sermon von dem Wucher, 1520. An die Pfarrherrn, wider den Wucher zu predigen, Vermahnung, 1540.

4) Von Kaufhandlung und Wucher, L. A. VII, S. 524 ff.

なるを見て、こゝに徴利是認の態度を明かに宣言したことは顯著な事實でなければならぬ。彼以前にも既に或種の利子は認められまた或る人々によつて是認の説は述べられたことはあるが、彼程大膽にまた明かに唱導したものは他に無かつたと思ふ。彼の後に瑞西の改革者カルヴィンが徴利是認を述べたとして知られてゐるが、むしろルーテルの方がより積極的であつたと云ふことが出来る。兎に角彼は此の如くして、貸與は當然になさるべく従て利子も亦適當なる限度と妥當なる方法に於てならば、一般に行はれても差し支へないものとした。それどころか寧ろ進んで教會の如き精神團體が、よき意味での標準利率を定めたらよいではないかとさへ云つてゐる。¹⁾尤も後になつて彼の利子説はやゝ異り極めて警戒的になつたと雖も、その是認の本質觀が革つたとは思へない。また或は當時勃興し來る會社や富豪などの獨占振りに對して非常なる反對を叫んでゐるが、しかし彼がかゝる統制ある組織や方法そのものを嫌つたのではなく、却て外國商館の統制ある販賣政策などを賞めてゐることを見てもわかるのである。²⁾要するに、彼はものゝ本質を是認しその悪用や濫用を警めたのであると云ふことを知るべきである。

かくて要するに商業についての彼の見解は、³⁾大體に於て右の如く極めて好意あるものにして、積極的にそれがよき發展を遂げ以て本質を明かにせんことを希つたとしなければならぬ。さうかと云つて無批判にすべてを良しとしたのでないことは云ふまでもない。むしろ現實の悪としての存在に對して彼程に徹底して窮極まで糾弾せんとしたのは他に類稀れなりとしなければならぬ。それを見たゞけのものは、或は彼が商業に對して全然反感を持つたのであるかとさへ思ふ。けれども實際はそうではない。それをよく考察し彼の根本觀を参照するとき

1) Grosser Sermon von dem Wucher, W. A. VI, S. 59.

2) v. Kaufhandlung u. Wucher, S. 534.

3) 工業については、彼は生産と配給とに關して同業組合の横暴に反對したものがあつたが (Karl Holl; Luther und die mittelalterliche Zunftverfassung 1919, G. A. III, S. 130 ff.)、その大體は販賣に關するものであり、その方法は商業論に於けると大差ない。故にこゝには特別に工業について述べないこととする。

初めて彼の全體を見直すことが出来ると思ふ。

(2) 農民戦争論——農民戦争に關する彼の見解は、或る意味では商業論と著しく異なる。彼はこゝに於ては全く反對の態度を執つてゐる。これ彼の現實觀に基くものであつて、商業論に於けると同じく我々はよく注意して彼の論旨を窺はなければならぬと思ふ。そこでまづ農民戦争に關する彼の見解を述べて見よう。

そのためにはまづ一五二二年のヴィッテンベルヒ教會改革に關する騷擾の際、これを警めて彼が書いた「暴動・謀反を警むべく全基督者への眞實なる訓戒」¹⁾によつて既にその要旨は示されてゐると思ふが、愈々一五二五年に、農民一揆の勢力が極めて大となり諸侯の軍隊もこれを鎮壓するに困難を極めて居つたとき、その四月兩者の間に偶々和協の成立を見んとして、農民の側から提出したのが所謂「十二箇條」であるが、その和協が失敗してから後は却て激烈なる戦闘が展開されるに至つた。そのときルーテルは「スワビヤ農民の十二箇條につき平和の勸告」²⁾なる文書を公表した。一揆勃發の初期に於ては同情的態度を持つてゐたルーテルは、こゝに於て農民側が最初は教會又は信仰の自治と自由要望の旗を掲げて起ち乍ら次第に暴逆を恣にするに墜ち行くのを見て、遂に全くこれらに反對するの態度を執るに至つた。そしてその五月、かの有名なる「殺戮・強盜をことゝする農民一揆に反對して」³⁾なる小冊子を公表するに至つた。遂に彼は全く農民側と手を切り反對に諸侯の側につくことゝなつた。その六月軍隊側が漸く勝利を得ると共に引き續いて農民の大逆殺が行はれ出した。こゝに於てルーテルに對する反感、反對は猛烈を極むるに至つた。然るに彼は少しも屈せず、親友の忠告をも却けて自説を辯護せんために進んで八月「農民反對に關する余が頑固なる前著について」⁴⁾を發表した。かゝるうちに、さしも全土に亘つた騷亂も農民側

- 1) Eine treue Vermahnung zu allen Christen, sich zu hüten vor Aufruhr und Empörung, 1522.
- 2) Ermahnung zum Frieden auf die zwölf Artikel der Bauernschaft in Schwaben, 1525.
- 3) Wider die mörderischen und räuberischen Rotten der Bauern, 1525.
- 4) Ein Sendbrief von dem harten Büchlein wider die Bauern, 1525.

の全き敗北を以て終りを告げたのであつた。

この農民戦争に關するルーテルの見解を述べる前に先づ所謂「十二箇條」¹⁾とは如何なるものかを簡単に示さう。それは初めにやゝ長い序文が附いてゐる。そして極めて和協的な言葉を以て、自分らは聖書に對する誣告者に反對する。また聖書を以て謀反や騷擾の原因・根據とするものではない。なほまた聖書による愛と平和とを眞實心から希ふものであると述べて、愈々本文に入る。本文は十一條を箇條的に掲げその最後に跋文とも云ふべきものを附してゐる。そして全體の要旨は大體二つである。一は教會の自治または福音の確保、他は社會的・經濟的自由の要求である。第一條には教會の自治と純粹・單純なる福音の説教をなすべきこと、第二條は所謂十分之一税についてそれが教會の諸費を賄つて殘餘あるときは、貧民救濟または離村防止に用ひらるべきこと、第三條は農奴解放、第四條以下は主として經濟的自由について——漁獵(四條)、伐木(五條)、共有牧場・農場(十條)等の自由、賦役(六條)、租税(七條)殊に地代(八條)、死亡税(十一條)等の輕減または廢止、更には法令の朝令暮改(九條)についてなど。かくて最後に、以上これらの要求が若し神の言葉と一致しないか、又は不適當なことが發見せられた場合には、いつでも廢棄する旨を附してゐる。

この農民提出の「十二箇條」について、ルーテルが如何に批判をなしたかといふに、彼はまづその「序文」に對してそれが如何にも和協的に福音的に見えるけれども、實は極めて現實的な要求をのみ腹に抱いてゐるのだと指摘し、次いで本文に入つて、第一條については牧師の任命が夫々の町の當事者によつて自治的に行はれることには賛成してゐるが、それ以下の各箇條には何れも概ね反對の趣旨を述べてゐる。或は反對せんがために反對してゐる

1) 黒正巖博士所蔵のものは本學部創立十五年記念展觀の際陳列せられた (Die grundlichen und rechten haubt Artickel; aller Baur-schafft; und hinderse-sen der gaistlichen vn weltlichen oberkaiten; von welchen sy sich beschwärt vermaynen, 1525.) 尙、農民戦争については此の外に 1514年、1551年、1560年に於ける檄文數葉が本學農學部に所蔵されてゐる。

2) a. d. zwölf Artikel, l. A. VII, S. 333.

るかの如く見える程である。即ち第二條の十分之一税については、これが餘分を以て貧民救拯に用ふるといふのは、その意味はわかるが畢竟それは他人の財産を知らぬ間に流用することで一種の盗みであるとする。¹⁾ また第三條の農奴解放については、そこに含まれてゐる何人も認むるところの正當なる理由について彼は故意に避け、却て多くの人が見逃してゐる點を特に強調して以て農奴解放に反對してゐる。曰く人は單に外的なる解放によつて眞の自由を得られる筈はない。目前の一時的なる身分解放に狂奔してそのため眞の自由を得るに最も必要なる内的自由の問題を疎かにすることを激しく責めた。²⁾ 彼は寧ろ進んで、外的規範の束縛の中にこそ却て眞に自由となり得る途があることを發見することが大切であるとして、従て人々には服従の必要なる所以を解いたのである。そしてそれ以下の各條については、大體經濟的自由の問題であるが、彼の主意がこゝには無いが故に一々述べないで一括して、むしろ法律と公平なる裁判に委ぬべきであるとしてゐるに過ぎない。³⁾ 以て彼の主たる關心が何處にあり、彼の終局執るべき態度が如何なるものかを示してゐると思ふ。

かくてルーテルはこの「十二箇條」に對しては殆んど終始反對の立場を執つたと云ふことが出来る。そしてこのことは更に次なる文書「殺戮・強盜をこととする農民一揆に反對して」に於て最も露骨に現はれたのである。⁴⁾ この書はルーテルが最も窮境にあるときに書かれたものだけに、その農民反對の論調過激にして言々人の肺腑を突くものがある。これを見てその反對黨が如何に囂々として論難を浴びせて來たかは思ひやられるのである。その非難は當時のこと許りか後世の學者殊にルーテルについて深い理解と同情ある而も公平なる立場にあるトマス・リンゼーでさへ、「この小冊子の文言はルーテルに拭ふべからざる汚點を印したものであつて、事情如何に酌量すべ

1) a. O. S. 334.

2) a. O. S. 334 f.

3) a. O. S. 335.

4) Wider d. mörderischen u. räuberischen Rotten, L. A. VII, S. 346-352.

きものありと雖もこれを除くに由なきを感ぜざるを得ない。これ彼の貴き生涯閱歷に於ける最大の斑點であつた¹⁾と云つてゐる。然るにルーターは、心ある親友の忠告をも却けて再び更に自己の所信を徹底的に辯護せんとしたのが「農民反對に關する余が頑固なる前著について」²⁾であることは先に述べた如くである。今これらの文書について一々詳しく述べることは出来ないが、要するに彼の農民に對する反對は益々頑固となつたと云ふことである。尤も彼はこれらの文書の中に於て、諸侯の側に對しても屢々痛烈なる非難の聲を放つてゐるのであつて、例へば徒らなる專制、福音への反對、貧者への壓迫などの事實を擧げて居るし、反對に農民に對しても、彼等の一揆の動機には正しく或る種の妥當性があることを認めてはゐる³⁾。けれども彼の趣旨の全體は何と云つても農民への徹底的反對である。

何が故に彼はかく迄も農民に反對しないでは止まなかつたのであるか。彼は初めには農民に同情し、一揆の動機について或る程度是認したことは明かであるが、それにしても彼自身の全體的意圖が全く宗教的觀點にあつたからして、問題になるところは自ら教會の自治、信仰の自由といふことであり、外的には寧ろよき秩序への服従といふことであつた。ところが農民はその初めの意圖にも不拘、次第にこれを離れて實は主我的な現世的な要求に終始し、その方法も殺戮や強盜をことゝするてう人間としてあるまじき暴逆をなしゆくを見て、彼はこゝに徹底的に反對せんとしたのである⁴⁾。そして諸侯に薦めて暴民を徹底的に殺戮せんことを述べたのである⁵⁾。蓋し諸侯はその責任を持つものである。彼らは徒らに劍を帯びるものではないからである⁶⁾。かくて彼は農民に對して、彼等が社會の惡と不合理とを見ると直ちに劍を執り而も人にあるまじき行爲をなすに至るといふよりは、寧ろ忍耐

1) Thomas M. Lindsay; A History of the Reformation 1922, vol. I, p. 337.

2) Luthers Werke; L. A. VII, S. 358-382.

3) a. a. O. S. 315, 317, 336.

4) a. a. O. S. 246, 346, 349, 370.

5) a. a. O. S. 249 f.

6) ロマ書 13: 4

と服従との中に神の審判に對する畏れと信頼とを持つべしとした。¹⁾

さて以上に於て我々は、ルーテルの經濟觀なるものを二つの面から——即ち都市に於ける商業と農村に於ける農民一揆とについて——概略を窺つて見たのである。彼は商業に對してはその論述の中に於て比較的の好意を持ち、積極的に指導する如き態度を示したと思はれる。反之、農民戦争に際してはその實踐上の態度は勿論文書の上に於ても明かに全く農民に反對し、むしろ徹底的に非難せんとするかの如くである。そこでこれらを見て我々は、この偉大なる宗教改革者が一般文化の問題殊に社會、經濟の如き具體的問題に就て示した見解がかく矛盾してゐるのを見て、或は驚き或は訝らざるを得ない。そこで或者は、彼が當時勃興し來つたところの市民階級たる商工業者に對して故意に意識的に阿諛したのである、從て農民には反對したのであると云つて解釋する。併し少くとも彼の如き宗教的人物の思想は外的にはよし矛盾と見えるところがあれ、内には生の深き處よりなる一貫せる思想の體系が窺はれなければならぬ。それによつてもつと全體的に觀られなければならないと思ふ。以下少しく彼の生の體驗とその思想の根底に溯ることによつて、或る種の解釋の途を尋ねて見たいと思ふのである。

三

ルーテルの思想の根底と云つても仲々複雑であつて、その詳細についてこゝに述べることは勿論出來ない。たゞ敍上の問題を解くために必要と思はれるところを、人間觀、社會觀及び歴史觀といふ風に分けて、その特徴とするところを簡單に述べて見たい。

(1) 人間觀——具體的生命を持つ我々人間が如何なる生の構造から出來てゐるかについて反省して見るならば、

1) Luthers Werke; L. A. VII, S. 219, 323 f, 375. t.

蓋しその複雑さに驚くであらう。そしてまづ我々の生がこのまゝでは常に矛盾であり、分裂であることに氣付く。我が欲するところの善はなさず却て欲せぬところの悪はこれをなすのである。如何なる意志、如何なる理性を持ち、法律・道德の力を以てしてもなほ人間は眞に自ら根本的な善人となることは出来ないであらう。ルーテルはその有名なる「奴隷意志論」に於て、人間が自ら意志の自由を有つとするのは誤りである、人間は意志の自由を有つものではない。人間は理性の力を以て凡べてを判断し凡べてを統御することは出来ない。善惡の區別はよし識ることは得ても、その善を遂行することが出来るとは限らない。人間の意志は寧ろ空虚なものである。現實の人間はそのまゝでは空しいものであるとしてゐる。空しいにも拘らずそれが充實してゐるかの如く、無が有であるかの如く装ふこと、そのことが悪なのである。かくて現實の人間はそのまゝでは本質的に惡であり、善には反對するものである。自らには眞の自然に反對するものなのである。

更に現實の人間の構造について、ルーテルはなほ「二つの生」の對立として一般的に見てゐる。即ち人間を「外なる生」と「内なる生」との矛盾・對立として見る。「外なる生」とは云はゞ人間の身體に關する、社會的・政治的または平面的世界に關聯するものであるが、それに對して「内なる生」とは人間の精神に關して垂直な世界に關聯するものと云ふことが出來よう。即ち生は相互に全く異なる二つの世界を持つものであつて、そのまゝでは相互に干涉を許さないとするものである。かくて一個の人間は二つの生の統一者として、二つの全く異なる世界に同時に關聯しなければならぬものであるとする。

かくて人間の構造が現實に於ては、かゝる矛盾・對立によつて出來てゐると考へるならば、それが如何にし

1) ロマ書 7: 19

2) Vom unfreien Willen 1525, v. F. W. Schmidt, München, S. 100 f.

3) Wider d. mörderischen u. räuberischen Rotten 1525, L. A. VII, S. 347 ff.

4) Von der Freiheit eines Christenmenschen 1520, C. A. I, S. 321. Sermon von den guten Werken 1520, C. A. II, S. 11.

5) Von weltlicher Obrigkeit, wie weit ihr Gehorsam schuldig sei 1523, L. A.

て具體的に解決され統一されるのであるか。こゝに生の發展、といふ問題が生ずる。ルーテルはかゝる矛盾の生の構造から如何に解決をなさうとしたか。彼はまづ現實の人間の生だけを考へなかつた。その前に恐らくは我々自身も意識することの出来ない時と處に於て存在する創造の人間の生を考へざるを得なかつたのである。¹⁾ この創造の人間の生とは何であるかは今詳しく述べるべくもないが、要するに眞の自然を指すとも云へよう。自らの意志に於てなく與へられたるものとしての生である。創造者の意志に於て「賜物」として與へられたるものである。この意味に於て、凡ての生はその本源に於ては善なるものであると云ふ眞理が隠されてゐる。併しこの創造の生は今全くその影を失つてしまつた。現實の生は飽くまでも根底的に惡存在となつてしまつてゐる。それは何によるか。人間の自由意志の濫用に基く。かくて創造者は統治者となつて、全く自分自身の意志から現實の人間の生に對して和解と一致の途を講じ給うた。これ全く啓示であつて、人間の側からの何らの功績ではない。このことは我々の生に對して如何なる變化を與へるかと云ふに、現實の人間が全く他動的なる啓示によつて、²⁾ それに對する信仰によつて質的發展を遂げ全く新しき次なる榮光の生へと飛躍する。³⁾ この驚くべき他動的なる生の發展は全く宗教的なるものであつて、生の眞深きところに於て人の實際經驗するところである。⁴⁾ かくの如くルーテルの考へも亦、從來生の發展について多くの人々によつて執られて來たところの自然(創造)、恩寵(現實)、榮光(終末)の三段階⁵⁾を採るのであるが、更にそこに新しい光に於てこれを用ひんとしたのであると思はれる。勿論彼も亦第一の段階としての自然⁶⁾をば、從來のカトリックの如く最も低次(價值的に)の段階として用ひてゐることもあらうが、併し彼の特徴であり、彼の眞意とするところは、かゝる低次としての自然を初めに置くのではない。かゝる

VII, S. 233 f.

- 1) a. a. O. S. 230 f. Ob Kriegsleute auch in seligen Stande sein können 1526, L. A. VII, S. 390 ff. Von Kaufhandlung und Wucher 1524, L. A. VII, S. 515, 518, 535.
- 2) Eine treue Vermahnung zu allen Christen, L. A. VII, S. 215. a. d. zwölf Artlcl, S. 323.

連續的な階序的な意味ではなくして、實にその自然とは「創造」である。創造は、その價値に於て、正に他の段階に匹敵する。いな或る意味ではより以上のものでさへある。少くとも彼の特徴は此の創造に重點を置いたのであるとしなければならぬ。従て現實の惡なる生に對しては全くこれと對立しなければならないけれども、その本源に於てその創造の善に於てこれを見直すことにより、絶對的創造者にして今は統治者なる神の啓示によつて更なる飛躍的發展が遂げられ、而もその發展の力が自らに設置せられる。かくてルーテルの生の發展に關する考へは、爾餘の多くの考への如き單なる階序的、連續的な連關的發展ではなくして、異質的・飛躍的な發展を遂げるとするものである。生の倫理的發展ではなくして、信仰的發展をとる所以である。

要するに、ルーテルの人間觀に於ける生の構造については、二つの矛盾せる生の對立として云はゞ對立的秩序として見、更に生の發展については、現實以前に創造に於て生は與へられたと見直すことによつて現實の生は打ち替へられ、質的なる飛躍的發展によつて榮光の生に昇られるといふ、いはゞ三つの發展段階の秩序を示したものと見ることが出来る。生に關する此の二つの方法——前者は云はゞ「二つの秩序」、後者は云はゞ「三つの秩序」——が、蓋し彼の根底的なる考への特徴であらう。

(2) 社會觀——かゝる生の構造と發展とを持つ人間が相互に相依り合つてゐる社會の構成について、彼は如何に考へたであらうか。人間の生の構造が外的生と内的生とから成つてゐることは、やがて社會に於てもその延長が行はれてゐることとなる。即ち外的生に關聯したる世界は云はゞ現實的社會又は國家を意味することとなるし、内的生に關聯したる世界は神の國又は教會とされてゐる。故に我々の普通云ふ社會又は國家の外に、見えざる併

- 3) Von weltlicher Obrigkeit, S. 270. Ob Kriegsleute, S. 431.
- 4) Emil Brunner; Erlebnis, Erkenntnis und Glaube 1923, S. 99f.
- 5) das Licht der Natur, d. Licht d. Gnade u. d. Licht d. Herrlichkeit; Vom unfreien Willen, S. 282.

し嚴然たる生の事實としての社會(教會)があるとしてゐるのである。

これら社會の在り方や性質について、彼は更に神の統治といふ立場からも見てゐる。即ち世界の創造者にしてまた統治者たる神は、抑も人間社會に對して二つの統治をする。一つは「神の國」の統治であるが、他は「現世の國」と稱されるものである。¹⁾前者は大體に於て人間の內的生に聯關したものであり、後者は自らに人間の外的生に聯關してゐる。そして嚴密に云へば全く同じものであるとは云へないけれども、併し大體に於て前者は教會に、後者は社會又は國家の方向にあるものと云ふことが出来る。この様にして人間の側から見た社會又は國家の統治は、或る意味に於て、神の側から見た現世的統治である。そして現世的統治者はまた神の統治の代理者として、從て時には統治者を指して「神」と稱しても差し支へないとした。しかしなほ現世的統治即ち國家が屆き得ないところの世界があるといふこと、即ち現世的統治には限界があると云ふことを彼は堅くとつてゐるのである。²⁾かくてルーテルは現世的なるものを全く信仰の世界とは異るとしながら、同時にそれはなほ神の統治の一つであるとしてゐることは注意さるべきである。

次にこの「現世的統治」としての社會の本質は如何と云ふに、彼は力と取締りの行はれる秩序的であるとしてゐる。³⁾丁度それは人間の外的生の性質に似たものである。これは神の統治に於て「神の國」の本質が愛と救濟とであるといふのに相對することである。人間の社會は、創造に於ては確に神の統治であるけれども現實に於ては必ずしもそのまゝであるとは云へない。何となれば現實の人間の生とは全く異つてゐるからである。從て現實の社會は人間の罪的存在の故に、すべて罪的存在と化せられてゐる。與へられたる理性は却て人間の罪

- 1) Von weltlicher Obrigkeit, S. 233. Ein Sendbrief v. d. harten Büchlein, S. 365. Ob Kriegsleute, S. 394 f.
- 2) Von weltlich Obrigkeit, S. 249 ff.
- 3) a. a. O. S. 230, 269 f., Ein Sendbrief v. d. harten Büchlein, S. 365 f.

を自ら取締ることに用ひられるやうになつた。故に現實の統治に對する神の怒りとしての現實的統治は、自らに劍と律法とによつて秩序的に行はなければならぬ。かくてルーツルは一般に社會に對して規範的に、云はゞ國家的に見ようとする傾向が強く現はれたのである。

要するにルーツルの社會觀は、人間の外的生に關聯するものとして自ら規範的・秩序的なものでなければならぬとしたが、更にも一つ所謂社會以外の、それとは本質を全く異にするところの愛と救濟の社會即ち神の國又は教會が存在することを堅く持つてゐるのである。従て現實的には國家は教會と異なる本質を持ちながら、却てそれ無しには自ら全き存在を保ち得ないといふことになる。こゝに彼の社會觀又は國家觀の特徴があると思ふ。

(3) 歴史觀——人間觀及び社會觀を更に全體として動的に見るならば、そこに彼の歴史觀とも云ふべきものが窺はれる筈である。殊に彼の特徴が、發展的といふ點にあるに於てなほ更である。人類の歴史が次第的に進歩し、よりよき發展の途上にあるものと見る一般的思潮に對して、彼は反對であると思ふ。現實の人間や社會の構造について、それがかゝる矛盾と分裂を持ち、本質に於ては云はゞ空しきものを充實せるかの如く裝ふ恣意的なものと彼が見るに於ては、歴史の發展についても亦決して樂觀を持つてゐるのではないと思ふ。それは假令暫くは人間の恣意又は自由意志に基いて發展を遂げることがあらうけれども、それが眞の意味での發展であるか何うかは疑はしいし、またその發展が何時中斷されるかもわからない。否、その多くは斷切せられてゐる。ものゝ發展がたゞ價值の上昇であるとか、また逆に神にまで到達し得るとか考へる人間中心的な又は現世的な考へには彼は反對である。故にまた人類歴史の發展がそのまゝ神の計劃であるとする如き、例へばヘーゲルの考へとも異ると

思ふ。成程、人間の恣意によつて或る種の進歩や發展があるかも知れないが、それが必ずしも眞の進歩であるとは云へない。多くはその反對でさへある。従て歴史には中斷の可能性が刻々にあるものとする。神の審判とはこれである。そして遂に歴史には終末があり最後の審判が下される。これ全く現實の人間が創造者の意志に反してゐるといふことに原因するからである。¹⁾併しこの歴史の終末はまた信仰あるものにとつては榮光のときでもある。このことは先述の如く、彼の現實觀に於ける徹底的拒否性にも拘らず、創造に於ける神の愛が再び啓示として現はれたことによつて、現實は救濟され信仰に於て全く新しい人生に入れられるといふ、あの生の發展觀に基くものである。歴史に於ける創造の重視は現實に於ける啓示の現れとなり、歴史の中斷性は却て逆に飛躍的發展の原因となる。かくて歴史の眞の發展とは、次第的・連續的なものではなくして、飛躍的・質的なものであるとする。ルーテルは現實の人間が信仰に於て日々の歩みをなす有様を例へて、重態の病人が名醫によつて「完全に治るべし」と約束せられたが故に、現實の重態にも拘らずいまは新しき希望と平和と喜びの生活の中にあり得る如しとした。²⁾これ正に人類社會の眞の發展の姿を示したものに外ならない。即ち現實の悪しき存在にも不拘、それが全く新しき希望を常に持ち得るが故に、初めて内的にして必然的なる、信賴的にして忠誠的なる人間の社會生活が營まれるに至る。眞の發展とは、かゝる質的にして飛躍的なるものでなければならぬとするのである。

四

以上によつてルーテル經濟觀の基礎ともなるべき人間、社會、歴史に關する彼の思想の特徴を摘記したのであるが、要之、そこを流れてゐる彼の考への特徴は目立つて二つの點にあると思ふ。その第一は凡てを對立的に觀る、

1) Vermahnung zu hüten vor Aufruhr u. Empörung, S. 214 Von zwölf Artikel, S. 315.

2) 佐藤繁彦博士著「羅馬書講解に現れしルツターの根本思想」三二五頁以下

矛盾せる存在として觀るといふことである。従てそこに於ては規範的にして秩序的なる取締りが行はれるべきであると共に、他面それとは反對なる愛と慰め的手段を持つべきであるとする。そしてその兩者が互に表裏の關係の如く、その本質を異にしつゝも、常に一は他を豫想しないではゐられないものであると考へる。人間については内と外、社會については國家と教會、歴史については神と人類といふ様に。第二の特徴は、ものを發展的・綜合的に觀るといふことである。現實に對しては矛盾又は對立として批判的に觀るけれども、その底に更に深いところにて即ち創造に於て、凡てを「賜物」として享けるのである。それによつて現實の矛盾にも拘らず、却て力強く全く新しくして、眞なるものへと發展せしめられるとする。人間については悔改めの人、社會については革新の國家、歴史については榮光の世界といふ様に。云はゞ創造と現實と榮光との質的なる三つの發展の考へ方である。そしてその中でも特に創造の點を重視するといふことは、極く最近の神學的思想に比較しても確に彼の特徴であると思ふ。かゝる二つの特徴は、乍然、宛ら相互に矛盾してゐるかの如くである。前者は對立的であり、後者は綜合的・發展的である。前者を二つの秩序の方法と云へば、後者は三つの秩序の方法である。けれども彼に於ては實は一つなのであつて、前者の「二つの秩序」の考へは、後者の「三つの秩序」の考への現實の段階を示すのであり、またはその靜態を示すのである。故に眞に具體的なる彼の綜合的なる考へは、後者の「三つの秩序」なる發展的な考へ方であると云つて差し支へないと思ふ。併しこれらの方法の吟味は、更に具體的に彼の經濟觀や社會的實踐の中に、如何に現れたか、またそれが如何に他の諸方法に比較して秀れたる特徴を持つてゐるかといふ點を示さなければならぬ。